

役員退任慰労金規約改正の件

定款では「退職慰労金」と表記しており、生活協同組合でも規約名称に「退職金」を使用している団体が多くあることから、名称の変更と表記を修正します。

改正後	改正前	改正理由等
生活協同組合パルシステム神奈川 役員退職金規約	生活協同組合パルシステム神奈川 役員退任慰労金規約	名称の変更
(目的) 第1条 この規約は、生活協同組合パルシステム神奈川（以下、「組合」という。）を退任した（死亡を含む）役員の <u>退職慰労金</u> （以下、「役員退職金」という。）について定める。	(目的) 第1条 この規約は、生活協同組合パルシステム神奈川（以下、「組合」という。）を退任した（死亡を含む）役員の退任慰労金について定める。	名称の変更
(役員退職金支給の決定) 第3条 役員退職金の支給は、理事は理事会の議決を経て、監事は監事の協議を経て、総代会の承認を必要とする。	(退任慰労金支給の決定) 第3条 役員退任慰労金の支給は、理事は理事会の議決を経て、監事は監事の協議を経て、総代会の承認を必要とする。	名称の変更
(役員退職金の算定方法) 第4条 役員退職金の額は、別途定め、算定する。	(退任慰労金の算定方法) 第4条 退任慰労金の額は、別途定め、算定する。	名称の変更
(特別加算) 第5条 在任中に業務上の災害等により死亡又は傷害を受けて退任した理事は理事会が認めた場合、監事は監事の協議を経て、 <u>役員退職金</u> の額に特別加算を行うことができる。ただし、その額は役員退職金支給額の30%を超えてはならない。 2 算定は、別途定めによる。 【削除】	(特別加算) 第5条 在任中に業務上の災害等により死亡又は傷害を受けて退任した理事は理事会が認めた場合、監事は監事の協議を経て、退任慰労金の額に特別加算を行うことができる。ただし、その額は退任慰労金支給額の30%を超えてはならない。 2 算定は、別途定めによる。 3 第5条と第6条の双方に該当する場合は、第5条を優先し、第6条は支給しない。	名称の変更 第5条、第6条の重複内容の削除

改正後	改正前	改正理由等
(功労加算) 第6条 特にその功績が顕著であったと理事は理事会が認めた場合、監事は監事がその協議を以て認めた場合、 <u>役員退職金</u> の額に功労加算を行うことができる。ただし、その額は <u>役員退職金支給額</u> の30%を超えてはならない。 2 算定は、別途定めによる。 3 前条に該当する場合は、功労加算は支給しない。	(功労加算) 第6条 特にその功績が顕著であったと理事は理事会が認めた場合、監事は監事がその協議を以て認めた場合、退任慰労金の額に功労加算を行うことができる。ただし、その額は退任慰労金支給額の30%を超えてはならない。 2 算定は、別途定めによる。 3 第5条と第6条の双方に該当する場合は、第5条を優先し、第6条は支給しない。	名称の変更 第5条、第6条の重複内容の整理
(特別減額) 第7条 在任期間中に組合に重大な損害（物損、信用失墜及び名誉毀損を含む）を与えたと理事会で認めた理事の <u>役員退職金</u> については、支給しないか、相応な減額を行うことができる。なお、監事は、監事の協議を経て、支給の可否・減額について決定することができる。 【省略】	(特別減額) 第7条 在任期間中に組合に重大な損害（物損、信用失墜及び名誉毀損を含む）を与えたと理事会で認めた理事の退任慰労金については、支給しないか、相応な減額を行うことができる。なお、監事は、監事の協議を経て、支給の可否・減額について決定することができる。 【省略】	名称の変更
(支給時期及び方法) 第8条 役員退職金は、総代会終了後2か月以内に支給する。 【省略】	(支給時期及び方法) 第8条 退任慰労金は、総代会終了後2か月以内に支給する。 【省略】	名称の変更
(期間認識) 第9条 一旦職員を辞して役員に就き、一定期間役員を務めた者が役員を辞して再び職員になった場合には、 <u>退職時に</u> 職員の就業規則に基づき退職金を支給する。ただし、役員の期間については、職員としての勤続期間とせず、通算しない。	(期間認識) 第9条 一旦職員を辞して役員に就き、一定期間役員を勤めた者が役員を辞して再び職員になった場合には、定年時に職員の就業規則に基づき退職金を支給する。ただし、役員の期間については、職員としての勤続期間とせず、通算しない。	第9条の文言を修正
(控除) 第10条 <u>役員退職金</u> を支給するとき、法令に基づく源泉税及び組合に対して負う債務の全額を控除する。	(控除) 第10条 退任慰労金を支給するとき、法令に基づく源泉税及び組合に対して負う債務の全額を控除する。	名称の変更
附 則 (施行日) 1 この規約は、2023年6月13日から施行する。	【追加】	附則の追加

行政機関への届出の際、訂正を求められた場合、議決の本旨を変えない字句の訂正等は理事会に一任願います。